

検討事項と今後の進め方について

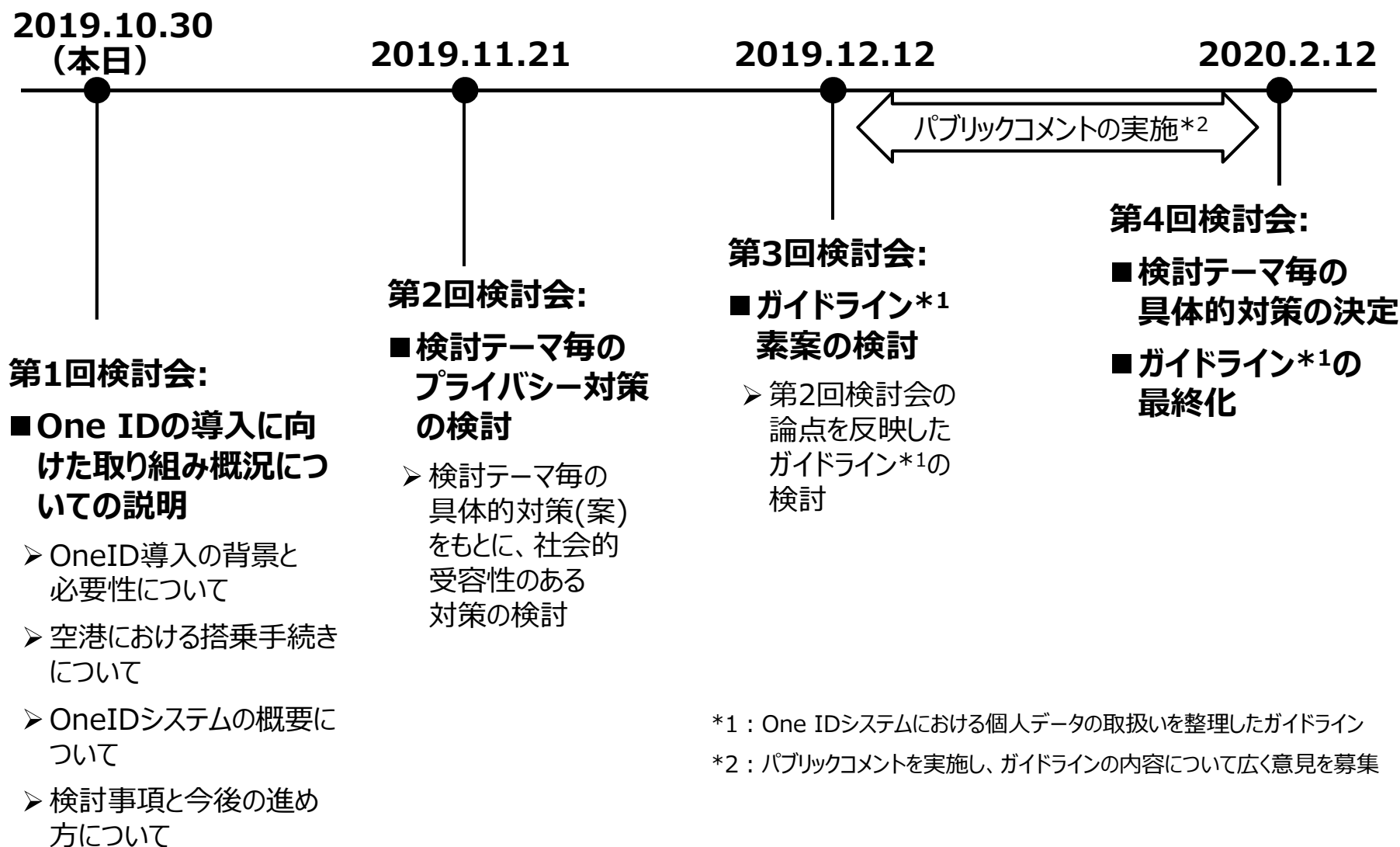
- 検討テーマ毎の具体的対策（案）をもとに、社会的受容性のある対策を検討予定。

個人情報保護の要件	検討テーマ	検討内容（概要）
1 第三者提供の制限	利用者からの同意取得方法	理解し易さや手段の合理性 同意画面のレイアウト・内容は利用者にとってわかりやすいものか。 同意事項の粒度や利用者の意思表示の方法は適切か。等
2 利用目的の通知または公表	事前告知・公表手段の内容	内容の網羅性や手段の合理性 公表内容に不足はないか。 不特定多数の人々(特に空港旅客)が知ることができる手段か。 等
3 苦情処理	利用者からの相談等の受付方法	アクセシビリティや可用性 必要な時にいつでも、利用できるコミュニケーション手段か。 窓口の可用性は利用者にとって許容できるか。等

検討テーマに関する個人情報保護の要件

	個人情報保護の要件	検討テーマ	法令の要件（概要）	個人情報保護の観点で配慮すべき要件（概要）
1	第三者提供の制限	利用者からの同意取得方法	個人情報保護法第23条 個人情報取扱事業者は、法令の定めがある場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。	カメラ画像利活用ガイドブック4.3⑤⑦ カメラ画像の撮影及び利活用を開始する場合、通知を行う必要がある。通知する文面については、合理的な範囲において多言語化に対応することが望ましい。
2	利用目的の通知または公表	事前告知・公表手段の内容	個人情報保護法第18条1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。	カメラ画像利活用ガイドブック4.2② 告知は、撮影対象場所における物理的な方法もしくは電子的な方法、あるいはその両方を組み合わせた方法によって行う。具体的な告知内容・告知方法については、生活者がその情報を得る機会が増すよう、撮影対象場所や利活用目的等を総合的に考慮し、決定することが望ましい。
3	苦情処理	利用者からの相談等の受付方法	個人情報保護法第35条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	カメラ画像利活用ガイドブック4.1①b データの取得と利活用にあたっては、運用実施主体を明確に定め、相談や質問・苦情等を受け付けることのできる一元的な連絡先を設置することが望ましい。

今後の進め方(予定)



*1 : One IDシステムにおける個人データの取扱いを整理したガイドライン

*2 : パブリックコメントを実施し、ガイドラインの内容について広く意見を募集